官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とニカラグア共和国政府との間の口上書の交換に関する件（外務六八）　一
○グアテマラ共和国における持続可能な農業経営、収穫後処理施設の整備及び栄養改善の推進を通じた先住民コミュニティの強靭性向上計画のための贈与に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（同六九）　二
○フィリピン共和国における紛争影響地域の離島における国内避難民のための母子保健サービス強化計画のための贈与に関する日本国政府と国際移住機関との間の書簡の交換に関する件（同七〇）　四
○保安林の指定をする件（農林水産二〇九～二一四）　四
○合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第三十条の規定に基づき登録実施事務の全部を廃止する件（農林水産・経済産業・国土交通一）　四
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（国土交通二九八）　四
○砂防法第二条の土地を指定する件（同二九九～三〇一）　四
○直轄砂防工事を施行する件（同三〇二～三〇四）　五
○海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示（海上保安庁八）　五
○都市計画に関する件（関東地方整備局四二、四三）　六
○都市計画に関する件（北陸地方整備局四）　六
○道路に関する件（中部地方整備局一四）　六
○道路に関する件（四国地方整備局五）　六
○道路に関する件（沖縄総合事務局一、二）　七
〔国会事項〕　七
〔人事異動〕
内閣　八
〔叙位・叙勲〕　八
〔皇室事項〕　九
〔官庁報告〕　九
官庁事項
指定確認検査機関に対する監督命令に係る公示（国土交通省）　九
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき暴力団を指定する件（広島県公安委告示配一）　一〇
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき暴力団を指定する件（福岡県公安委告示配一、二）　一〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
前払式支払手段発行者の発行保証金に係る配当表、建設業の許可の取消処分、建築基準適合判定資格者に対する処分関係　二四
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　二四
会社その他

その他告示

○外務省告示第六十八号

令和八年一月十五日にマナグアで、円借款の供与に関する日本国政府とニカラグア共和国政府との間の平成二十九年十月三日付けの交換公文に従ってニカラグア共和国政府に供与されることになったリオ・ブランコ－シウナ間橋梁・国道整備計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がニカラグア共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和十年三月二十九日まで延長される旨の口上書の交換が、ニカラグア共和国政府との間に行われた。

令和八年二月二十四日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第六十九号

令和七年十二月五日にグアテマラで、グアテマラ共和国における持続可能な農業経営、収穫後処理施設の整備及び栄養改善の推進を通じた先住民コミュニティの強靭性向上計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　持続可能な農業経営、収穫後処理施設の整備及び栄養改善の推進を通じた先住民コミュニティの強靭性向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　四億七千二百万円

3　署名者

日　本　側　桑名良輔在グアテマラ大使

世界食糧計画側　アンドリュー・スタンホープ在グアテマラ事務所代表

令和八年二月二十四日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第七十号

令和八年一月二十二日にマニラで、フィリピン共和国における紛争影響地域の離島における国内避難民のための母子保健サービス強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際移住機関との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　紛争影響地域の離島における国内避難民のための母子保健サービス強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入